

## 平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施したモデル事業）

事業名	外来生物飼養等情報データベースシステム構築費	評価年月	平成 18 年 4 月
上位施策番号	- 7 - (4)	担当部局	自然環境局
上位施策名	野生生物の保護管理	担当課	野生生物課 外来生物対策室

### 事業について

事業の概要 必要性	平成 17 年 6 月より外来生物法が施行され、全国の特定外来生物の飼養者の情報及び特定外来生物の数量などについて把握する必要が生じたため、膨大な申請数及び情報量を効率的に扱い、地方環境事務所、農林水産省及び地方農政局と情報を共有するためのデータベースシステムを作成する。
事業計画期間	平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日
事業費	2.6 億円 (H17 年度: 0.6 億円、H18 年度: 1 億円、H19 年度 1 億円)

### 事業の目標等

事業目標 (求める成果)	特定外来生物の全飼養者情報をデータベース管理し、不適正な飼養の実態の抽出を図る。 環境省総合文書管理システムとの連携により、電子申請の割合の増加と標準処理期間の短縮を図る。				
目標達成のための手段	データベースシステムに不適正な飼養者を自動的に抽出する機能を付加。 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の適正な施行による特定外来生物の飼養等の規制と防除の推進。				
指 標 名	単 位	H17 年度	H18 年度	H19 年度	
標準処理期間の短縮率	%	目標値	-	20	30
		現況値	(システム開発中)	-	-
電子申請の割合	%	目標値	-	-	10
		現況値	(システム開発中)	-	-
目標値を設定した根拠等	電子申請の割合を増やし、システム上での審査を容易にすることで標準処理期間を短縮できる。これにより、空いた時間に立入検査等の他の業務を行い違法飼養に起因する被害の発生を防止することを目指す。				
予算執行について	効率化・弾力化措置	国庫債務負担行為	繰越明許費	目間流用の弾力化	目の大括り化
	上記措置による効果	当該年度における上記措置はなし。			

### 総合評価・分析（得られた成果等）

本システムは、微修正や機能の追加が必要な部分があるが、特定外来生物の飼養等許可を受けた者の情報はすべて入力され、農林水産省等とも共有できるデータベースとして機能しつつある。しかし、電子申請については、電子署名などの仕組みが国民の間で一般的ではなく、申請は現在のところ紙媒体で行われている。これは、本データベースシステム構築業務のみの課題ではないが、電子申請の割合を 10%確保するとした当初の成果目標を達成するに当たって、今後の課題であると考え。

### 今後の取組

新たに追加指定される特定外来生物に対応してシステムを修正していく中で、データベースシステムへの入力を容易にし、更に標準処理期間の短縮を図る。  
電子申請の割合を増加させるためには、当事業の範囲外である電子認証の国民への普及が不可欠である。外来生物法の手続きは、全て電子申請に対応しており、本データベースシステムも対応させていくことで電子認証が普及した際の円滑な業務遂行を図る。

今後の事業の方向性	事業の拡充・注力
	取組を引き続き継続
	事業の縮小
	事業の中止・廃止
	事業の完了・終期

### 特記事項

「事業について」欄における後段の情報共有とは、地方環境事務所等で入力した、特定外来生物飼養者等の情報や許可書(案)等を農林水産省及び地方農政局からも検索・表示できることである。